告示

○復興庁告示第二十八号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館　復興庁情報公開・個人情報保護窓口

○中央選挙管理会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定に基づき、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和五十八年中央選挙管理会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

第十条第一項及び第十二条第二項中「第百六十九条第一項」を「第百六十九条第二項」に改める。

第十八条中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。第四号ニにおいて同じ。）」に改め、同条第四号ハの次に次のニを加える。

ニ　専ら要約筆記のために使用する者　一日につき一万五千円

附　則

1　この規程は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2　改正後の参議院比例代表選出議員選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙から適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）の施行に伴い、衆議院比例代表選出議員選挙執行規程（平成六年中央選挙管理会告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

第十三条第一項及び第十五条第二項中「第百六十九条第一項」を「第百六十九条第二項」に改める。

附　則

この規程は、告示の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
四八一	深作　榮一	二八、四、五	本人からの申請
二五〇八	飯田　勝彦	二八、四、五	本人からの申請
五〇三四	二八、四、八	大島　康司	
五〇三五	二八、四、八	各務　史浩	
五〇三六	二八、四、八	福田　広文	

○法務省告示第二百十八号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

法務大臣　岩城　光英

第一中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「若しくは平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）」を「、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）若しくは平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）」に、「若しくは平成二十七年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）」を「、平成二十七年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十八年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）」に改める。

第二の一中「又は一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者」を「、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者」に改め、一の六の次に次のように加える。

一の七　平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十五年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十八年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「又は二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」を「、二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」に改め、二の五の次に次のように加える。

二の六　平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十四年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十八年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第三の一中「第二の一の1の(1)のロ及びハ（同告示第二の一の1の(2)から(5)までにおいて準用する場合を含む。）又は同告示第二の二の1の(1)のロ及びハ（同告示第二の二の1の(2)から(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「第二の一の1の(2)及び(3)又は同告示第二の二の1の(2)及び(3)」に改める。

第四の五中9を10とし、6から8までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6　平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十九年一月一日

第四の五に次のように加える。

11　平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十九年一月一日

第四の六中9を10とし、6から8までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6　平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十九年十月一日

第四の六に次のように加える。

11　平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十八年十月一日

第五の一中9を10とし、6から8までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6　平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十八年度看護師試験

第五の一に次のように加える。

11　平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十八年度介護福祉士試験

○法務省告示第二百十九号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

法務大臣　岩城　光英

○政治資金適正化委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五〇三一	二八、四、八	髙山　智巳
五〇三二	二八、四、八	松田健太郎
五〇三三	二八、四、八	髙井　和男